

No.	該当箇所	コメントの概要	協会の考え方
1	第4条第1項関係、第9条	「ブラックリストアドレス」の用語について、本規則で初めて登場する概念であると思われます。 現行の法令・ガイドライン上には「ブラックリストアドレス」の統一的な定義や参照すべきリスト（例：OFAC、EU制裁リスト、FATF指定対象、各分析ツールベンダーの判定基準等）が明示されていないため、ガイドラインにてその点補足すべきではないでしょうか。	外為法令及び外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン（以下「外為法ガイドライン」といいます。）上、リスクベース・アプローチに基づいて、ブラックリストアドレスに含める範囲を確定すべきと考えられており、当局から当該範囲の考え方に関する統一的な指針は示されておりません。 また、ブラックリストアドレスに含めるべき範囲は、各社の提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等によって異なると考えます。 したがって、現時点において、ブラックリストアドレスに含めるべき範囲について、一律の水準を示すことは困難と考えます。
2	第7条第2項関係	第7条第2項関係と記載のある部分に関して、内容鑑みるに1項関係ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 【修正前】 第7条第1項関係 第7条第1項（外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第2号）は、「手順書」と題する書面の作成が求められるものではなく、社内規程やマニュアルの整備を求める趣旨です（令和5年5月バブコメ33番参照）。適切に管理されているのであれば、複数の文書（データファイル）として定めることも差し支えありません。 第7条第2項関係 顧客から受取人や目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で顧客の電子決済手段等の移転を行う場合（いわゆる事前登録型送金を行う場合）の留意点については、外為法ガイドラインQ&A問2参照。 【修正後】 第7条第1項関係 第7条第1項（外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第2号）は、「手順書」と題する書面の作成が求められるものではなく、社内規程やマニュアルの整備を求める趣旨です（令和5年5月バブコメ33番参照）。適切に管理されているのであれば、複数の文書（データファイル）として定めることも差し支えありません。 また、顧客から受取人や目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で顧客の電子決済手段等の移転を行う場合（いわゆる事前登録型送金を行う場合）の留意点については、外為法ガイドラインQ&A問2参照。
3	第10条	既存のマネロンガイドラインでは「24時間以内に」が「速やかに」修正されているところ、本規則では「直ちに」と表現されており期間は別のものであると考えてよいでしょうか。	本規則は、外為法及び外為法ガイドライン等の近年の改正等を受けて、会員がそれらを適切に遵守した業務運営を行えるよう制定したものであり、外為法及び外為法ガイドライン等に沿って作成しております。 そして、ご指摘の箇所についても、外為法ガイドラインⅡ-4-(1)-②に沿って記載しております。
4	第13条第1項関係	第13条第1項の対象となる取引は自己名義自己勘定でおこなう支払等、資本取引等における相手方について確認をおこなう義務が定められているものという認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。